

『放送ネットワークの強靱化に関する検討会』第4回会合資料 コミュニティ放送の現況について

平成25年5月14日
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
(JCBA:Japan Community Broadcasting Association)

代表理事 荻野 喜美雄

《コミュニティ放送の概要》

- ①「コミュニティ放送」は、地域の活性化等に寄与することを目的として、超短波(FM)放送により市区町村の一部の区域において、地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供する地域メディアとして平成4年1月に制度化され、平成25年3月末現在46都道府県で268局が開局しています(この内、202局がJCBA日本コミュニティ放送協会の加盟社です)。
- ②コミュニティ放送の放送区域は、一の市町村の一部の区域としており、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せて放送区域とすることができます。放送区域は、概ね半径5～15km程度で、県域FMと同様に市販のFMラジオで聴くことが可能です。
- ③コミュニティ放送の免許申請は、公募による申請受付とされている広域・県域ラジオ局とは異なり、申請者自身が空き周波数を見つけて先に申請した者を先に審査する先願主義を採用しています。また、コミュニティ放送局は、地域の需要に応える小規模な放送局と位置づけ、免許手続きを大幅に緩和し、申請から免許までの期間を大幅に短縮しています。

【放送の出力(空中線電力の上限値)の推移】

- ◇平成 4年1月 : 1W
- ◇平成 7年3月 : 10W
- ◇平成11年3月 : 原則20W
- ◇平成21年7月 : 例外的20W超の場合の基準明確化

※規制緩和により20Wを超える出力が認められましたが、周囲に他の放送局がない北海道と、沖縄県の離島部のコミュニティ放送局のみ50～80Wの出力を認めています。

【周波数逼迫地域】

- 地域によりFM放送用の周波数が逼迫してきており、
 - ・東京23区及びその周辺
 - ・大阪市及びその周辺(兵庫県南東部を含む)の地域においては、既に周波数の割当てが難しい状況です。

《コミュニティ放送局の局数の推移》

コミュニティ放送は、平成4年度以降、数次の規制緩和や大規模災害の発生等に併せて、順調に全国へ普及しています。また、経済情勢等に応じて新規開設数は大きく変動しているものの、近年は毎年コンスタントに10局前後が開設しています。

【年度末事業者数】

◇平成 4年	: 1局	(開局数 1局)	出力上限	1W		
◇平成 5年	: 6局	(開局数 5局)				
◇平成 6年	: 15局	(開局数 9局)				
◇平成 7年	: 27局	(開局数12局)	出力上限	10W	※H7.1.17	阪神大震災
◇平成 8年	: 64局	(開局数37局)				
◇平成 9年	: 89局	(開局数25局)				
◇平成10年	: 118局	(開局数30局)				
◇平成11年	: 131局	(開局数13局)	出力上限原則	20W		
◇平成12年	: 139局	(開局数 8局)				
◇平成13年	: 152局	(開局数13局)				
◇平成14年	: 162局	(開局数10局)				
◇平成15年	: 166局	(開局数 5局)				
◇平成16年	: 176局	(開局数11局)			※H16.10.23	中越地震
◇平成17年	: 188局	(開局数14局)				
◇平成18年	: 202局	(開局数16局)				
◇平成19年	: 218局	(開局数18局)			※H19.7.16	中越沖地震
◇平成20年	: 227局	(開局数12局)				
◇平成21年	: 237局	(開局数13局)				
◇平成22年	: 246局	(開局数13局)				
◇平成23年	: 255局	(開局数 9局)			※H23.3.11	東日本大震災
◇平成24年	: 268局	(開局数13局)				

○上記は平成25年3月31日現在の数字です(開局日ベース)。また、平成25年3月までに19事業者が廃止しています
東日本大震災後、被災地に29局の臨時災害放送局が開設しました(新設19局、コミュニティ放送からの移行10局)

《コミュニティ放送の役割》

コミュニティ放送は、地域における主体的な取り組みにより、自律的に普及・発展してきた希有な放送メディア

- ・地域固有の情報を収集し地域内に広く伝えるメディアとして役割
- ・ラジオという身近で手軽な手段による地域活性化のアイテム
- ・災害時における地域の期待

①地域活性化と地域コミュニティの再生

コミュニティ放送は、自治体からのお知らせや身近な生活情報、イベント情報などをお知らせすることなどにより地域を活性化するだけでなく、人と人の結びつきが希薄になり、崩壊が進んでいると言われる地域コミュニティの再生にも有効なメディアです。

コミュニティ放送は、地域の人々、特に、高齢者のための「生きがいの場」「憩いの場」の創出にもなります。地域にコミュニティ放送局があることは、地域の子供達に夢を与えるだけでなく朗読や合唱の発表など活動の機会を広げます。同様に、高齢者にとっても文化活動の発表の場として利用できます。



我々コミュニティ放送局は、エリアが広くなるとコミュニティ放送としての特徴が薄まってしまうので、身近な地域のメディアに「特化」し、しっかり取り組んでまいりたい。

②防災・減災

東日本大震災の時に、被災地で特に役に立ったメディアは「ラジオ」でした。

地震による停電や断線で、テレビやケーブルテレビ、インターネットは使えなくなり、携帯電話は輻輳(ふくそう:通信が一時的に集中すること)により繋がらなくなりました。防災無線は、防音性の高い家屋が増え、窓を開けることの少ない冬場(特に北日本の寒冷地)ということもあり、よく聞こえなかったとされています。

これらのメディアと比べて構造が単純なアナログラジオは、被災しても復旧が早く、臨時災害放送局として設置することも容易です。

防災グッズとして、非常持ち出し袋の中に携帯用のラジオを入れている人や、カーラジオで情報を得る人が多く、乾電池で長時間使用できるのもラジオの大きな特徴です。コミュニティ放送の大きな役割のひとつが「防災と減災」なのです。

《災害時のコミュニティ放送》

コミュニティ放送は、阪神大震災、中越地震等を契機に局数を増やし、東日本大震災でも、29局の臨時災害放送局が開設されるなど、災害時の情報源として有効なメディアであることが知られています。

災害発生時に正確な情報を迅速に提供するため、自治体と災害対策基本法に基づく災害放送協定を締結し、その中で、緊急時には自治体の防災職員が防災課に設置した緊急割込み装置を操作し、緊急情報を放送できるようことを締結しているコミュニティ放送局も多く見られます。

【被災地で役に立ったメディア】（日本民間放送連盟研究所「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」より）

	仮設調査			ネット調査	
当日	1	ラジオ	43.2%	ラジオ	66.3%
	2	ロコミ	40.4%	テレビ	37.1%
	3	自治体・警察・消防等	10.4%	ロコミ	31.2%
	4	テレビ	10.2%	新聞	13.6%
	5	自分の経験と知識	8.0%	メール	11.1%
翌日・翌々日	1	ロコミ	55.0%	ラジオ	68.9%
	2	ラジオ	53.2%	テレビ	41.4%
	3	自治体・警察・消防等	18.4%	ロコミ	36.3%
	4	新聞	14.4%	新聞	25.9%
	5	テレビ	13.6%	メール	18.7%
3日後～1週間後	1	ラジオ	58.6%	ラジオ	64.1%
	2	ロコミ	55.0%	テレビ	60.3%
	3	新聞	34.0%	ロコミ	41.4%
	4	テレビ	26.6%	新聞	39.8%
	5	自治体・警察・消防等	22.6%	メール	30.6%

【東日本大震災における通信情報】（岩手県庁総合防災室・地域振興室連携調査より）

通信メディア	状況	備考
ラジオ	○	地域FMは有効
固定電話(デジタル)	×	停電のため光回線は不可
固定電話(アナログ)	△	一部公衆電話は利用できた
携帯電話	△	電話は不通。メール、インターネットも輻輳のため困難 臨時衛星通信車
インターネット	△	直後は輻輳したが、ツイッター、SNSが役に立った
衛星電話	○	自治体の唯一の通信手段だったが連続3分しか使えない
防災行政無線	△	故障のため一部利用可能
庁内LAN、いわて情報ハイウェイ	×	ほとんど津波で流された
インターネット衛星通信	○	仮復旧に威力を発揮した
無線LAN	○	仮復旧に簡単に導入できた

【災害対策基本法に基づく協定と緊急割込装置の有無】（総務省資料「平成24年10月1日現在、コミュニティ放送局調査結果」より）

災害対策基本法に基づく協定の有無

協定あり	84%
協定なし又は未確認	16%

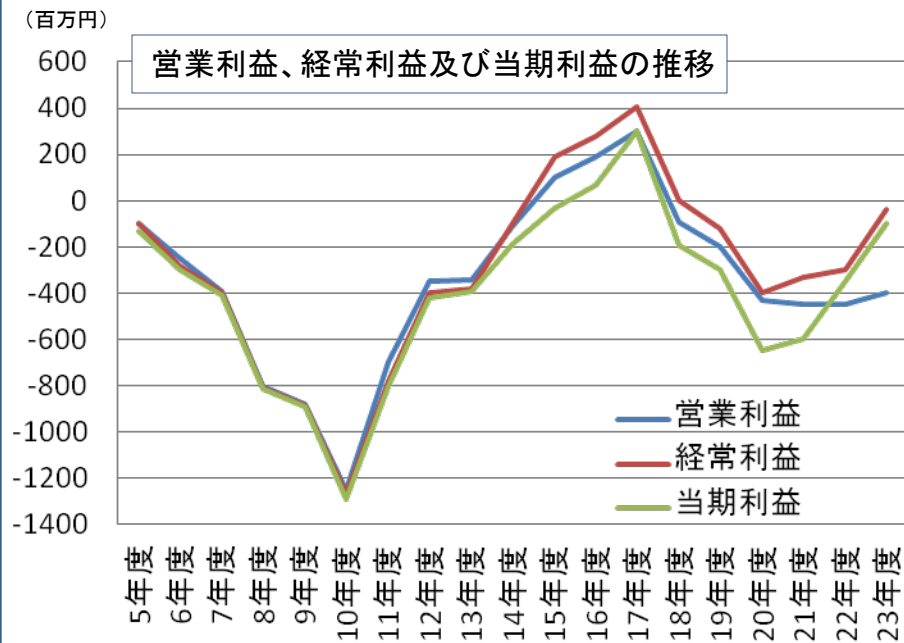
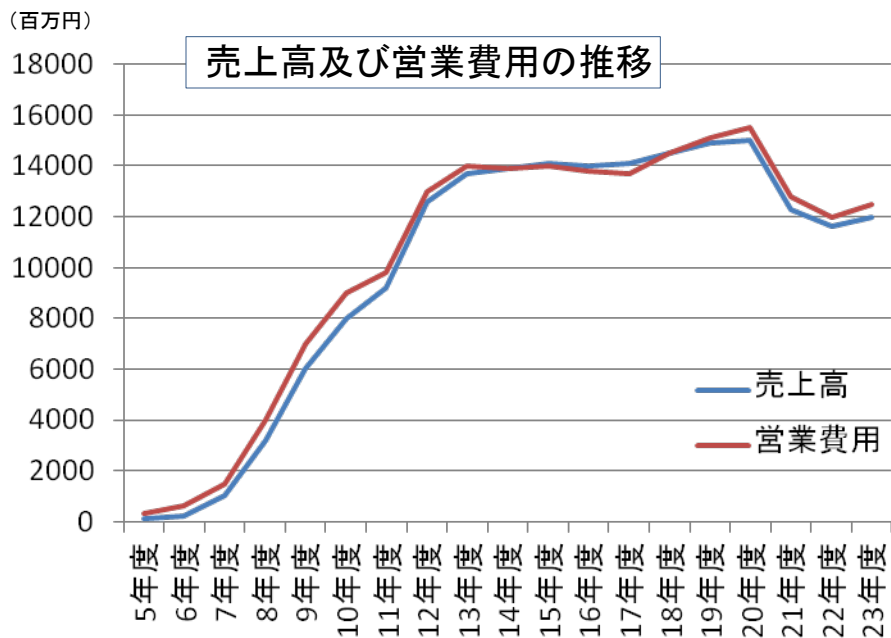
緊急割込装置の有無

設置あり	66%
設置なし又は未確認	34%

《コミュニティ放送局の経営状況》

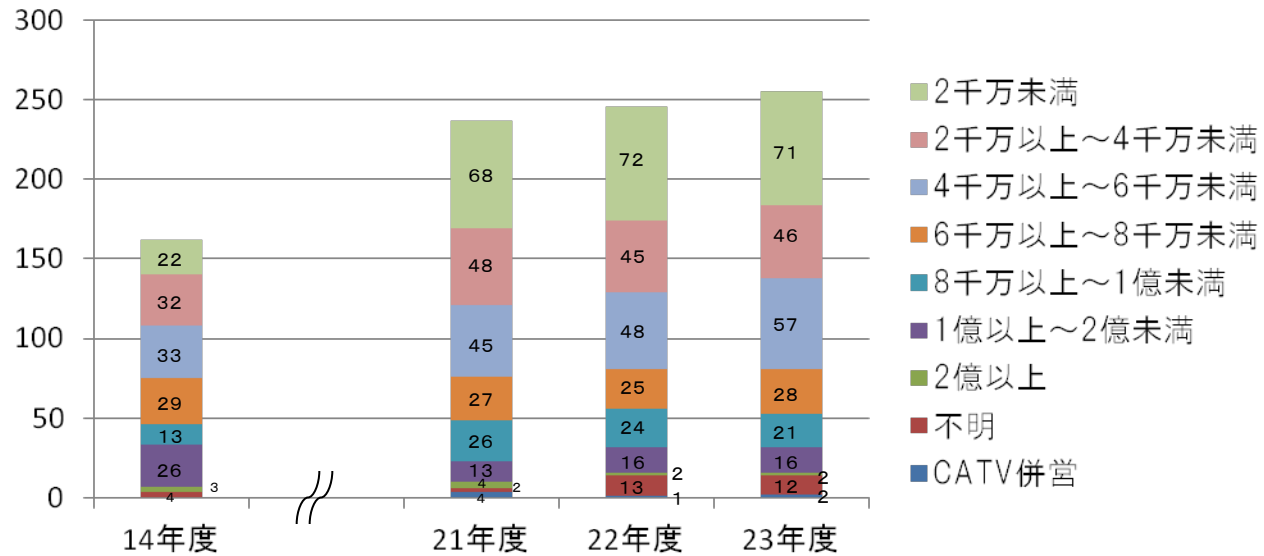
コミュニティ放送局を運営する事業者の形態は株式会社・NPO法人・協同組合等様々であり、経営規模も大多数が小規模で厳しい経済状態の下、経済基盤も盤石とは言えず、人的にも放送・無線設備面でも、必要最小限で賄っているのが現況です。

平成23年度のコミュニティ放送事業者の売上高、営業費用はともに増加し、営業損益は若干改善しましたが、全体として赤字基調で、苦しい経営状況が伺われます。当期損益の改善は、営業外収益の増加と経費削減の効果とみられ、協会としても、抜本的な経営体質の改善に向け方策を模索しているところです。



平成23年度における一般放送事業者の収支状況報告に基づく241事業者の状況（総務省資料）

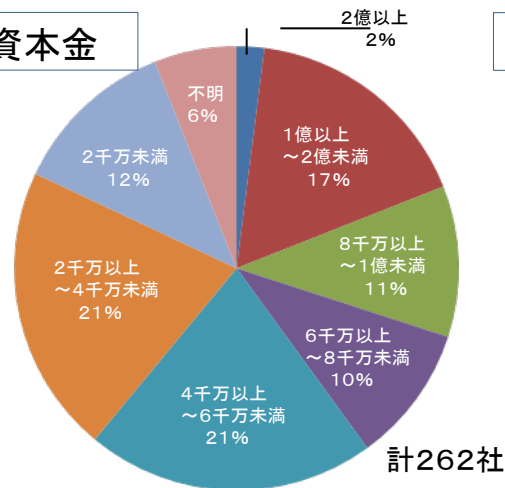
コミュニティ放送局の経営状況（売上高分布状況）



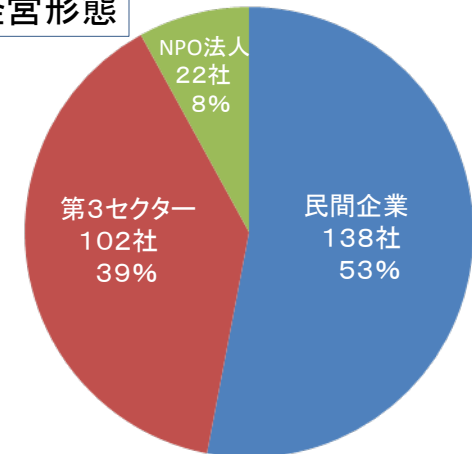
《損益分岐点》

コミュニティ放送局の経営が成り立つ損益分岐点は一概に言えませんが、4千万円～5千万円程度ではないかと思われます。

資本金



経営形態



要望について

【コミュニティ放送】

新たな周波数帯の割り当て

関東、近畿、東海地方の都市部などではFM放送用周波数が逼迫し、割り当て可能周波数がほとんどなく、コミュニティ放送局の希望があっても開設できないという状況については、新たな周波数の割り当てを要望したい。

東日本大震災被災地での臨時災害放送局からコミュニティ放送への移行

被災地の地元経済は未だ復興しておらず、疲弊していることから、臨時災害放送局からコミュニティ放送局へ「移行」を希望する局については、その「移行」が円滑に行われるよう、弾力的な審査などを要望したい。